

交運労協 FAX ニュース NO. 18

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階
TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行日 2018年9月28日

発行人 高松 伸幸

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

地域公共交通の維持・存続を求めて 国交省自動車局長へ請願を行う！

交運労協は、9月27日13時、国土交通省自動車局長室において、交運労協が5月から7月にかけて取り組んだ「地域公共交通の維持・存続を図るための請願署名」287,438筆を奥田自動車局長に提出した。交運労協から12名が出席するとともに、政策推進議員懇談会から近藤昭一・荒井聡・津村啓介・松田功各衆議院議員、牧山ひろえ参議院議員および各秘書に同席頂いた。



冒頭、近藤衆議院議員(政策推進議員懇談会会長)が挨拶を行なった後、住野議長が請願事項3項目の趣旨説明を行ない、行政の理解を求めた。

これに対して、奥田局長は「石井大臣も地域公共交通の維持を図ることは重要な課題であると認識している。自動車局として、来年度予算において持続可能な自動車旅客運送事業の実現に向け、人口動態と事業状況の変化に関する調査費を要求している。総合政策局とも相談しながら対応していきたい」と述べた。岡山県が地元の津村議員からは、中国運輸局が認可した新規参入の事例を引き合いにして、縦割り行政の歪みについて指摘がされた。

交運労協は、引き続き、署名活動の成果を活かしながら、クリームスキミング要件の見直し等に必要道路運送法の制度改正等を求めて取り組んでいくこととする。

なお、請願事項3項目は以下のとおりである。

請 願 事 項

1. 今回の岡山市における新規参入の事例(以下、本件)は、道路運送法第30条第2項に定める、「一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生じるような競争をしてはならない」という規定に反し、これに抵触すると言わざるを得ない。ついては、本件について、「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」の4項「クリームスキミングの要件について」及び5項「クリームスキミング的運行に係る運行計画の変更命令等について」を踏まえ再審査を行なわれたい。
2. 道路運送法第30条第2項及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運行計画の届出等の処理要領」4項・5項は、認可及び判断基準が曖昧であるため、クリームスキミング的運行を是正させるためには十分とは言えない内容となっている。ついては、持続可能な地域公共交通の維持・存続に向けて、明確な認可及び判断基準を示した法改正等を行なわれたい。
併せて、適正な原価を踏まえた乗合バスの運賃制度の導入を検討されたい。
3. 「交通政策基本法」が制定され、自治体主導で地域の交通関係事業者の連携のもと地域公共交通網形成計画を策定し、その実現に向けた取り組みが全国で行われているが、本件は「交通政策基本法」を蔑ろにしているものと言わざるを得ない。ついては、地域公共交通会議開催の義務化も含め、地域公共交通の維持・存続に向けた取り組みに対する支援をさらに強化されたい。

以 上